

平成30年11月
警察庁
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成30年7月2日から同月31日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、49件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見等並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成30年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）

2 命令等の案を公示した日

平成30年7月2日

3 頂いた御意見等並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見等並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見等については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見等については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案を別紙2のとおり修正することとしました。

5 頂いた御意見等の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 49件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	36件
電子メール	9件
F A X	4件
郵 送	0件

【別紙1及び別紙2における略語】

法	:	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）				
令	:	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）				
規	則	: 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府等令第1号）				
新	規	則 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成30年内閣府等令第3号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府等令第1号）				
旧	規	則 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則				
金	商	法 : 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）				
個	人	情	保	護	法 : 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	
金	商	法	施	行	令 : 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）	
金	商	法	定	義	府	令 : 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）
金	商	業	府	令 : 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）		